

市・都民税、所得税の申告はお早めに

申告期限は3月16日です

市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税の申告を表1のとおり受け付けています。申告に必要なものは表2で確認してください。

▼表1 市・都民税の申告受け付け

	時間	場所
2月16日(月)～3月6日(金) ※土・日曜日を除きます。	午前9時～午後5時	市役所102・103会議室
3月9日(月)～13日(金) 3月16日(月)		市役所市民ホール
夜間	3月12日(木)・13日(金) 午後5時30分～7時30分	市役所市民税係
休日	3月14日(土)・15日(日) 午前9時～午後4時	市役所市民ホール

所得税の確定申告をする方、給与所得者で勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方、所得が年金のみで各種控除の追加がない方は、申告の必要はありません。

▼表2 市・都民税の申告に必要なもの

①市・都民税申告書と印鑑 ※1	
②昨年中の所得(収入)が分かる書類	
給与・年金などの所得がある方	源泉徴収票、給与(年金)等支払報告書、給与証明書など
給与所得以外の方	収入や必要経費を確認できる収支明細書など
③昨年中に支払われた各種控除に関する書類	
保険料控除を受ける方 (国民健康保険、国民年金、個人年金・地震・生命保険など)	支払証明書または領収書 ※介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を年金から納めている方は、ほかに納付書や口座振替で納めた額も併せて申告が必要です。
雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受ける方	領収書など
障害者控除を受ける方	障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など)
配偶者特別控除を受ける方	配偶者の昨年中の所得が分かる書類

※1 申告書は2月に発送しましたが、届かない場合は市役所市民税係へご連絡ください。

☆詳しくは、市民税係へ。

☆詳しくは、立川税務署 ☎523-1181



●郵送による申告書の受け付け

次の方は、申告書を郵送でも受け付けます。申告書(住所・氏名を記入し、押印)と必要書類を同封し、3月16日(必着)までに〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。

※記入済みの所得税の申告書は、3月16日まで市役所市民税係でも受け付けます。
※個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(火)まで
※いずれも午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)に、立川地方合同庁舎立川市緑町4-2内の申告書作成会場で受け付けます。

所得税の申告は立川税務署へ

◇申告の受け付けと納税日時

*所得税、贈与税は3月16日(月)まで

車・バイクなどの廃車・名義変更手続きはお済みですか

軽自動車やバイクなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(所有名義の方)に課税されます。既に使用していない、他人に譲った、市外に転出する、盗難に遭ったなどの場合は、早めに廃車・名義変更の手続きをしてください。そのままにしておくと課税されます。

受け付け窓口は車種によって異なり、左下の表のとおりです。

●125cc以下のバイクなどの廃車・名義変更手続きは市役所市民税係へ

- ◇手続きに必要なもの
- * 廃車ナンバープレート、標識交付証明書、所有者の印鑑
- * 名義変更(ナンバープレートを変更しない場合)は譲渡証明書、標識交付証明書、所有者の印鑑
- ※ナンバープレート



▼廃車・名義変更手続きの車種別受け付け

車種	受け付け
①バイク(125cc以下)、農耕・小型特殊	市役所市民税係 ☎544-5111
②軽自動車四輪乗用、軽自動車四輪貨物	軽自動車検査協会多摩支所(府中市) ☎050-3816-3104
③二輪の小型自動車、軽自動車二輪	多摩自動車検査登録事務所(国立市)
④普通乗用車、トラック、その他	☎050-5540-2033

※税金関係は、①②③は市役所で、④は立川都税事務所(立川市) ☎523-3171で受け付けます。

☆詳しくは、市民税係へ。

●軽自動車税の税率引き上げを一部延期

軽自動車税の税率の改定について、「広報あきしま」平成26年11月1日号でお知らせしましたが、原動機付自転車、二輪のオートバイ、小型特殊自動車の税率引き上げの適用開始が1年間延期され、28年度からとなる予定です。

トを返納できない場合は、問い合わせてください。